



ゴールデンウィークが終わり、少しずつ蒸し暑くなってきましたね。新しく来られた先生方は、奄美をゆっくり巡ってみられましたか？さて、龍郷町事務支援室では、学期に3回の支援室だより「ひりゅう」を発行しています。今年度も、給与や福利厚生などの情報をお届けしていきますので、よろしくお願いします。

★平成30年度龍郷町学校事務支援室の構成★

学校名	事務職員名	担当業務
赤徳小中学校	沖田 幸祐	室長（業務総括・調整・指導助言）
龍北中学校	太田 順子	補佐・管理（室長業務の補佐・実施計画・広報）
龍南中学校	田中 里実	研修（業務研究計画推進改善・支援室予算）
龍郷小学校	竹ノ内 義隆	研修（業務研究計画推進・公文受発・広報・会計）
円小学校	福山 修一	研修（業務研究計画推進・研修総括・連絡調整・広報）
大勝小学校	岩川 理	研修（業務研究計画推進改善）
龍瀬小学校	瀬戸口 マキ	研修（業務研究計画推進・公文受発・認定通知）
戸口小学校	森田 洋人	研修（業務研究計画推進・広報・書記（記録））
秋名小学校	太田 順子	兼務

町内8名の事務職員が、拠点校である龍南中学校に週1回程度（9:15～12:00）集まり、共同で事務処理等の業務を行います。諸手当認定事務や県費関係事務、相互点検等の他、広報活動にも力を入れていきます。

## 教員特殊業務手当の日額の引上げ



平成30年4月1日から、特殊勤務手当に関する条例が一部改正され、教員特殊業務手当の日額が引き上げられました。5月給与から反映されることになるので、手当の受給者は給与明細を確認してみましょう。

内容	現行	改定後
修学旅行等引率指導業務	4,250円	→ 5,100円
対外運動競技等引率指導業務	4,250円	→ 5,100円
部活動指導業務	3,000円	→ 3,600円

## 互助組合：通院旅費補助金の給付基準新設

互助組合では、離島居住の組合員と、その同居する扶養家族を対象とした通院旅費補助金を給付しています。今年度、その給付基準が新設され、補助金請求の際の添付書類も定められました。

### 基準①：島外医療機関受診の必要性

どのような経緯で島外医療機関を受診したかによって、給付対象かどうか決まります。給付額は名瀬～鹿児島の場合6,400円です。病院で通院証明の印鑑をもらったり、場合によっては診断書をもらう必要があります。

### 基準②：医療機関受診が主目的の移動かどうか

帰省に合わせた受診などは給付対象外です。奄美の場合、船利用なら船中泊を除く1泊まで、航空機利用なら1泊2日行程の滞在なら認められます。ただし、往復の交通機関の領収書の写しが必要です。



※詳しくは「互助組合だより第142号」をご覧くださいね。

## 4・5月給与支給明細は **へき地手当・追給・戻入** をチェック!

4月に転入・採用された先生方は、転入に伴う各手当の手続きが4月分給与では間に合わないために、5月分給与で調整されます。また、へき地手当とへき地手当に準ずる手当が新たに支給される方もいると思います。ご確認ください。



### 《住居手当》

住居手当は、転勤したことでは手当が止まりません。引っ越しをせずに転勤することがあるからです。ですので、前勤務地で3月まで住居手当を受給していた場合は、新勤務地の4月もそのまま3月分と同額の住居手当が一旦支給されます。その差額は5月給与で調整されます。

例：前所属での住居手当が25,000円、新所属では27,000円となった場合（4月1日異動者）

3月支給住居手当	4月支給住居手当	5月支給住居手当
25,000円	25,000円	27,000円+2,000円（←4月分の差額）

### 《通勤手当》

通勤手当は、転勤と同時に手当が止まります。たとえ引っ越さなくても勤務地が変われば必ず通勤距離は変わるからです。従って、4月分給与では転勤した職員は通勤手当を受給できませんが、4月から支給要件を満たしている場合は、5月分給与で4月分の通勤手当もさかのぼって支給されます。

### 《扶養手当・児童手当》

扶養手当・児童手当は、異動しても支給要件は変わりませんので、継続支給されます。ただし、期限付職員の先生方の扶養手当については、3月末で一旦退職となるので、4月分給与では支給されていません。4月1日から支給要件を全て満たした場合は、5月分給与で4月分も追給として支給されます。（期限付職員の児童手当はお住まいの市町村より支給されます。）

### 《単身赴任手当》

単身赴任手当は、転勤と同時に手当が止まります。勤務地が変わると、配偶者と同居となったり、通勤距離が変わったりすることで、要件を満たさなくなる場合がでてくるからです。4月から支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分の単身赴任手当もさかのぼって支給されます。

### 《へき地手当・へき地手当に準ずる手当》

へき地手当は、その名の通りへき地に勤務する職員に支給される手当です。龍郷町内の学校は、3級地または4級地にあたります。

へき地手当に準ずる手当は、へき地学校への異動に伴い、住居を移転した職員に支給されます。

**[給料（調整額を含む）+扶養手当]×支給割合**

支給割合	へき地手当		準へき地手当	
	3級地	4級地	5年目まで	6年目
	16%	20%	4%	2%

## ☆お知らせ☆

6月は児童手当の現況届の提出月です。準備をお願いします。

### 《提出書類》

- 児童手当現況届
- 世帯全員の住民票（続柄の省略されていないもので、マイナンバーなし）
- 児童手当用所得額証明書（※必ず児童手当用を交付してもらってください）



本年1月1日に住所のあった市町村で交付されるので、4月異動で転居された方は前居住地の市町村役場でもらってください。

- △配偶者の児童手当用所得額証明書（扶養認定されていない配偶者に所得がある場合）
- △支給対象の子と別居している場合は他に必要な書類があります。